

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において

認められる公的支援の基準

- (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

制度例

制度名	主な実施機関
緊急小口資金総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
国税・地方税の納付猶予	国税庁、地方公共団体

例に挙げたもの以外でも、(1)～(3)の基準に該当する制度であれば対象となります。

(追記) 学生対象の『学びの継続のための学生支援緊急給付金』は対象とはなりません。